

入札監理小委員会 第570回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第570回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年2月12日（水）16：56～17：33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○刑事施設の運営業務
3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（法務省）

矯正局成人矯正課 吉野企画官

矯正局成人矯正課 高田補佐官

矯正局成人矯正課 青木係長

矯正局成人矯正課 志釜係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第570回入札管理小委員会を開催します。

本日は実施要項の審議として、刑事施設の運営業務、法務省の案件1件の審議を行います。

それでは、実施要項について、法務省矯正局成人矯正課、吉野企画官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○吉野企画官 法務省の成人矯正課で官民協働事業を担当しています、企画官の吉野と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料に基づきまして、刑事施設の運営業務の入札実施要領（案）について御説明させていただきます。

今回、御審議いただく事業は、栃木県さくら市の喜連川社会復帰促進センターと兵庫県加古川市の播磨社会復帰促進センターという2つの刑務所における包括的な民間委託事業となります。

平成15年から被収容者数の急増による過剰収容が課題になる中で、法務省では、刑務所における大規模な民間委託について検討を進めてまいりました。最終的には構造改革特別区域法を活用することにより、本来、民間委託ができなかった刑事施設における公権力の行使に関する業務の一部、具体的には、収容中の受刑者の監視とか、信書の検査の補助、職業訓練の指導などについても民間委託が可能となりました。そして、さらにPFI手法を組み合わせることで、新たに設置した4つの刑務所、山口県的美祢社会復帰促進センター、島根県の島根あさひ社会復帰促進センター、そして、今回の2つの、栃木県の喜連川社会復帰促進センター、兵庫県の播磨社会復帰促進センターの4か所の刑務所において、大規模な民間委託を実現することとなりました。

なお、地域を限定とした規制緩和措置を講じる、構造改革特区の制度につきましては、事業がおおむね円滑に実施されたことが確認された後に全国展開をすることになっており、平成21年の公共サービス改革法の改正により、これらの特例について、公共サービス改革法上の特定公共サービスとして規定されることになり、特区法からは削除され、全国で展開できるようになりました。

喜連川、播磨の両社会復帰促進センターは、平成19年6月に開庁して、PFI事業として民間委託を行っていますが、令和4年3月末をもちまして、15年間の事業期間が終了することから、法務省では今後の両施設の運営について検討を進めてまいりました。具体的には、PFI刑事施設等の専門家であります有識者の会議、PFI施設の運営事業の

あり方に関する有識者会議というものを立ち上げて議論を行い、公共サービス改革法を活用して、民間委託を引き続き実施することを軸として、報告書を取りまとめていただきました。

大枠として、現行のPFI事業を開始した際の過剰収容状態は解消されているため、次期事業における民間委託については、民間ならではの期待できる業務に限って行うことを考えております。個別の業務について、

総務系の業務、については、専門性が高く、習熟に多大な時間を要するという御指摘もあり、具体的には、私たちの業務の中では名籍と呼んでいる受刑者の刑期の計算などを行う事務があります。これらは極めて特殊な業務であり、民間企業のノウハウに委ねることがなじまないといった御指摘もあり、民間委託の対象から外すことといたしました。また、警備の業務についても、民間職員には有形力の行使などの部分で法律上の制約があり、また、災害などが発生した場合に、一定程度国の職員の確保も必要となることから、これらも民間委託の対象から外すことといたしました。

維持管理の業務について、その中の修繕の業務に限って、自ら整備したのではない特殊な刑事施設という建物や設備について、事業期間中、それがどの程度劣化したか、それらに対してどの程度の修繕コストを見込むべきかというものは、民間事業者において把握するのが困難であるとの御指摘もあり、維持管理は継続するも、修繕は対象から外すことといたしました。

作業・職業訓練の業務について、これらのうちの刑務作業に関しまして、刑事施設特有の制約というのがあります。例えば受刑者には作業時間がある程度決められていることであり、その一方で手待ちの時間をつくらせてはいけないことや、受刑者の技能にそれぞれ大きな差がある上に、入出所で受刑者が入れ替わるので全体としての技量が一定しないといった、一般の企業にはない制約があり、その受注活動が民間事業者の負担になっているといった御指摘もあることから、これら作業業務については国で行うこととして、職業訓練の実施のみ民間委託の対象とすることといたしました。

受刑者に対する教育業務、入所時の調査等を行う分類業務、健康診断業務につきましては、収容の開始から教育職業訓練、釈放までをシームレスな対応を求めるといった趣旨で民間委託を継続することといたしました。

そのほか、給食、洗濯などの収容関連サービスの業務は引き続き民間委託を行うこととしたいと考えております。これら今回委託する業務のうち、健康診断、分類業務、職業訓

練業務、教育業務につきましては、それぞれ公共サービス改革法上の特定公共サービスとなっております。

引き続き、今回の入札実施要領について説明させていただきます。資料A-2、これからは右下の通し番号で御説明しますが、3ページを御覧ください。3ページの「(1) 対象公共サービスの詳細な内容」を御覧いただきたいと思います。入札対象は、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センターの両センターです。この両センターを合わせて、1つの入札で事業者を選定することとしたいと考えております。

対象業務については、先ほど説明を申し上げたとおり、現行のPFI事業から大まかに総務と警備の業務を除いたものです。

業務の対象と業務内容です。続いて、ウの「委託業務の内容」について説明を申し上げます。その詳細につきましては、要求水準書というところに記載をさせていただいております。「総括マネジメント業務」は、包括委託、事業期間8年間という長期の契約なので、社会のニーズの変化への対応が必要になると考えられます。また、業務が多岐にわたりますため、参画企業を取りまとめることも必要となりますことから、それらを総括的にマネジメントする業務です。

また、「施設維持管理業務」は、両センターの建築物、電気設備、機械設備などの設備関係、機器性能を維持して、耐久性を確保するとともに良好な状態を維持するための業務です。

「職業訓練業務」は、受刑者の社会復帰に必要な職業訓練的知識、技能などを習得させる業務であり、その科目の提案から訓練の実施までの全てを委託の対象とするものです。

「教育業務」は、受刑者の改善更生を図るための、受刑者の特性に応じた再犯防止に資する指導を実施するという業務です。

続きまして、「分類業務」です。受刑者の資質などを調査して、受刑中にどのような処遇が必要か、それに基づいた計画を定めたり、円滑な社会復帰に向けた仮釈放申請審査などの事務、それから、就労社会復帰支援などの関係機関との調整を行う事務です。

「医療業務」です。受刑者が健康に収容生活を送りまして、社会復帰ができるように、健康維持を実施する業務でございまして、具体的には、健康診断、高齢者などに対する理学療法を行うものです。

最後に、「収容関連サービス業務」は受刑者に対して衣類、食事などの提供、洗濯、清掃など受刑生活を送る上で必要な業務でして、特に給食、洗濯については職業訓練として受

刑者を指導することも含んでいます。

続いて、6ページを御覧いただきたいと思います。「事業期間」についてです。事業期間については、令和4年4月1日から令和12年3月31日までの8年間としたいと考えております。

「入札参加資格」です。入札参加資格に関する事項について、いわゆる全省統一資格のC以上としているほか、不合理な制約等は一切加えないことにしております。ただし、要求水準書において、例えば理学療法などの実施に当たっては、理学療法士の確保を求めるなど、業務を実施するに当たって必要となる有資格者の確保は必要と考えております。

続いて、7ページの4を御覧いただきたいと思います。「スケジュール」についてです。入札公告から入札参加資格の確認の締め切りまでに50日程度、それから提案書の提出までにさらに70日程度を予定いたしまして、事業者に必要な検討の期間を設けるようにしたいと考えています。また、本事業では契約締結後、業務の開始までに既存のPFI事業者からの引き継ぎ期間といたしまして、1年間設けることとしまして、新規事業者にも十分配慮した期間と考えております。

続きまして、9ページの5を御覧いただきたいと思います。「落札者の決定方法」です。これまでの刑事施設における民間競争入札対象事業と同様に、総合評価落札方式を採用します。価格点を150点、技術点を300点、そのうち基礎点が40点で加点が260点ですが、合計450点としております。審査に当たりましては、外部の学識経験者による事業者選定委員会を設置いたしまして、審査をいただくこととしたいと考えています。審査項目のうち加点項目につきましては、事業期間にわたって安定的に業務を実施できるような雇用確保策、事業期間が長期間にわたるため、効果の検証を行うとともに、それを踏まえた改善指導、職業訓練内容の見直しを行うこと、収容支援策の充実、就労に至らない場合でも、その後の支援機関につなぐ社会復帰支援策の充実などを評価することとしておりまして、民間ならではの発想のもと、誰一人取り残さない矯正処遇の実現に向けた提案を求めたいと考えております。

なお、総合評価落札方式を採用しておりますが、関係法令に基づきまして、現在、財務大臣協議を行っているところですので、協議の結果、若干の修正があり得ることは御了承いただきたいと思います。

続いて、14ページの6の情報の開示を御説明申し上げます。別添としまして、34ページ以降となっておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。業務などの参考

の数値で開示する従前の事業内容の詳細な情報を記載するだけでなく、47ページから、既存のPFI事業と本事業の業務区分等の違いの一覧というのを設けております。また、60ページからはそれぞれの業務のフロー、70ページからは刑事施設で使用される用語集を記載しております。新規事業者の参入にも十分配慮した資料の作成といたしております。

また、このような観点から、入札公告後、入札の説明会、また、現地の施設の見学会というのを実施しております。十分な配慮をしようと考えております。

当方からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項案の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。今回、大分いろいろとこれまでと変えた点があるかと思うのですが、その中でこれまでの減算方式を加点方式に変えるということで、創意工夫を引き出す、重視する観点で、実施要項の変更をされているように見受けられます。それ自体特に異論はなく、御省の考え方がよくわかるものだと理解しております。

ただ、一部具体的にわからないところがあるので教えていただきたいのですが、114分の5ページのところの中で、「創意工夫の発揮可能性」で、「地域との共生」、「国の喫緊の課題」、この2つはその後の評価項目等で明白に理解できます。また、3点目の「ウ 持続可能な開発目標に関する提案」については、確かにこれは最近というか、非常に強調されるようになって、おそらく今後しばらくの間は問題になることは間違いないと思われまので、これを強調されることもよくわかります。

一方、それを具体的にどういうふうに提案していただきたいのかなというところを見ますと、114分の11の一番下の教育業務の中のプログラム企画のところ「誰一人取り残さない処遇の実現のための効果的なプログラム」という文言がありますので、多分ここと連動しているのだらうなと思うのですが、まず、その理解でよろしいでしょうか。

○吉野企画官 御指摘のとおりでございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。確かに教育のところでのSDGsそのものは別に悪くないと思うのですが、ただ、もともとこの持続可能な目標としての創意工夫というのを教育分野に限定して、加点項目にするのが適切なやり方なのかなというのが、私が思っ

た疑問点です。おそらくもっとほかの業務にも広くかかわってるところで、そこに創意工夫を求めるのもあるのではないのかなと思いついていました。ただ、最近の概念で、それを具体的にどういうふうに点数化するかとかいうのが、ほかの事業でこういういい例がありますとかいうことを紹介できないところが申し訳ないのですが、その点についてお考えを伺えないでしょうか。

○高田補佐官 御回答いたします。同じ11ページの3の職業訓練業務に通常の職業訓練のところがございます。もう一つ特化ユニットの訓練提供とあります。この特化ユニットというのは、高齢や心身に障害がある人を収容しており、まさに元気な被収容者からそうでない被収容者まで含めた職業訓練を実施するところに関して、例えばSDGsという成長、雇用の分野における誰一人取り残さない処遇に該当するのではないかとといったように、事業全体として、そういった目標について、いろんな御提案をしていただきたいと考えているところです。

○浅羽副主査 おっしゃることはとてもよくわかるのですが、特に新規の業者さんがこれを具体的に見て、さて、どこに、どういうふう書き込んでいけば点数になるのかというところがどういうふうに読むのかなど。はっきり読み取れるのは、4の一番下はもう明らかにそれだろうと読めますので、それはわかるのですが、ほかのところにもどういうふうにちりばめたらいいのか、あるいは、あまりそういうのは、実はそんなにほかのところでは強調していないのかというところが、特化ユニットで確かに読める部分はあるなど御説明を伺うとわかるのですけれども、伺わないで果たしてどうかなということを思ったのですが、その辺いかがでしょうか。

○吉野企画官 「教育業務」のみならず、職業訓練業務の特化ユニットのところの対応でも、そういう提案を求めているところですので、この評価のポイントについては、そういった提案を求めているところについては明確になるように、今の特化ユニットも含めて、もう少し考えたいと思います。

○浅羽副主査 ありがとうございます。あとほかにも、例えば医療分野とかいうところでも考え方としては公平公正とかいう、必ずしも成長だけがゴールではないので、そうした部分もあり得ると思うのですが、説明会でも何でもいいと思うのですけれども、おそらく御省が狙っているところは、いろんな具体的な提案をしていただきたいからこそ加点方式なのだろうと思いますので、より工夫していただければいいなと思います。ありがとうございました。

○尾花主査 どうぞ。

○辻専門委員 御説明ありがとうございました。私のほうからは、今の先生の御質問とも関連するかもしれませんが、114分の10ページ目でございます。「管理体制」のところ
で「食材の調達」という部分、上から3つ目です。「天災等有事の際であっても安定的な運
営かつ平常時に準じた」と書いてございまして、これは必須項目でございますので、なか
なか新規の事業者の方々はここを落とせない項目だと思いますが、具体的に天災等有事と
いうのは、おそらく天災の程度にもよると思いますし、それによって平常時に準じたとい
う内容が左右されるのかなと思うのですが、具体的にいかがですか。こういう地震で震度
幾つだった場合には、こういう供給を求めたり、もう少し具体的なメニューのようなもの
は用意されているのでしょうか。

○高田補佐官 刑事施設につきましては、非常食といたしまして、1週間の保持を求めて
いるところがございます。そのあたりの詳細につきましては、入札説明会の際に説明して
まいりたいと考えております。

○辻専門委員 わかりました。続きまして、114分の11ページ目でございます。真ん
中の「総括マネジメント業務」の共通と書かれた部分、1つ目です。ここには「地域の課
題解決への貢献を通じて、再犯防止に資する提案」と書いてございます。地域の課題解決、
この地域というのは、刑務所が所在する地域という理解でよろしいのでしょうか。

○吉野企画官 そうでございます。

○辻専門委員 1点疑問なのが、地域の課題解決について、刑務所がどのような貢献をす
ることが予定されているのでしょうか。

○吉野企画官 受刑者の刑務作業の中で、生産作業であったり、中の経理作業であったり
と同時に社会貢献作業という位置づけのものがありまして、これが地域に社会貢献をする
ことで、受刑者が地域との、社会との関係性を再度、確認することで社会復帰に資する取
り組みをしておりますが、そういった作業を通じて、地元の課題に少しでも貢献をするこ
とで、刑事施設が地域との共生が実現できるようにという考え方のもとで入れているもの
でございます。

○辻専門委員 この地域の課題というのは、刑務所の場所によって異なってくるとかいう
のはあるのでしょうか。

○吉野企画官 地域によっての違いがございまして、例えば一例ですけど、島根県の社会
復帰促進センターのある場所で、農家の高齢化により、なかなか畑の除草ができないとか、

田んぼにイノシシ柵の設置ができないとかいうところについて、社会貢献として受刑者が援農という形で出向いているというのも行っております。そういったことがそれぞれのセンターの地域に応じた、何らかの貢献ができるようにというものでございます。

○辻専門委員 新規の業者の視点からすると、この地域にどんな課題があるかすら知らない可能性がございますので、できれば地域の課題はどんなものがあるとか、今みたいな内容で結構ですので、説明会とかで御説明とか、もしくは、もうちょっと加筆することは可能でしょうか。この地域にはこういう問題が現時点で認識されているとかというイメージです。

○高田補佐官 こちらはそのあたりで情報を縛ってしまうのもあまりいいことではないと思っております。現地の説明会は喜連川センター、播磨センター両方とも実施させていただきますので、その際に御説明させていただくことを考えております。

○辻専門委員 わかりました。

○吉野企画官 また、今の播磨センターと喜連川センターでも、そういった社会貢献を行っておりますので、現在やっている取組というのを現地説明会などで説明することで、いろいろ状況を把握していただくようお願いしたいと考えております。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。114分の7ページの部分で、「入札参加グループの入札について」という記載があるかと思えます。複数の者でグループを組成して入札することを想定されているかと思うのですが、このグループの構成メンバーというのは、いつまでに決定する必要があるのでしょうか。つまり、ここの(9)のアの部分に「入札書類提出時までにグループを結成し」とあるのですけれども、一方で、114分の8ページのところに入札参加資格審査書類というのがありまして、そこは参加者の概要に関する資料なので、この参加資格審査書類の時点で構成メンバーを確定する必要があるのか、提案書類まで猶予があるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○高田補佐官 前者のほうで、資格審査の提出期限までに決めておいていただく必要がございます。

○川澤専門委員 そうしますと、入札参加資格の書類までに、いわゆる共同体という形で提案する場合は示す必要があつて、再委託という形にする場合は、締結後でも可能ということですか。わかりました。そのあたりは、先ほど入札書類提出時までにというところが114分の7にございましたので、「参加資格審査書類提出時までに」とかいうふうにして

いただくとわかりやすいかなと思いました。

あと、114分の15の部分で、報告と業務報告書の作成と提出というところがあるか
と思います。今回は2つのセンターを包括的に発注する入札の形式ですので、例えばその
報告ですとか、業務報告書の作成というのは、センターごとに実施する必要があるの
でしょうか。

○高田補佐官 センターごとに実施させていただいた上で取りまとめて、契約1本にな
りますので、国に提出していただくという形になると思います。

○川澤専門委員 そういう意味では、民間事業者にとっては、例えば報告や協議につ
いては、国として2つのセンターを一本化して、協議できる体制だということによろ
しいです
か。

○高田補佐官 総括業務責任者1名を置いていただく形になりますので、御認識のと
おり
です。

○川澤専門委員 わかりました。あと、細かい点なのですが、114分の49の部分
で、今回、有識者会議等も踏まえて業務範囲の見直しということをやっていたか
と思います。総務業務、警備業務については対象としないということで、ほかの教育
業務等についても細かく国でやるもの、落札事業者が実施するものということで分
けていた
かと思うのですが、この表を見てみますと、教育業務の中でも新聞・図書です
とか、その他教育活動といったところで、今回の入札後は国が実施するところの
転換が多い
業務だなと思っていて、このあたりはどういう趣旨で、国の実施業務を増やした
のかとい
うところを教えてくださいませんか。

○高田補佐官 まず、大きな考え方としては、民間ならではの発想が生かせるもの
を民間
事業者任せるといった趣旨になっております。同じ49ページで申し上げますと、
新聞・
図書の検査というものは、受刑者にそのまま見せることができない部分の、例
えば黒く
塗ったりですとか、はさみで切り取るといった業務になってまいりまして、結
局そう
やって民間事業者の方々が、これで切り取っていいですかというのを全部国が
再度チェ
ックする体制になってしまいますので、そうすると、国が初めからやっても効
率的だ
ろうという形で削らせていただいているところになっております。

あと、同じページで申し上げますと、「宗教教誨・篤志面接の指導」とな
ってまい
りますが、これも近隣の宗教者の方に依頼をして、来ていただくという形にな
ります
ので、それを依頼するのは誰なのかといった趣旨になります。民間ならではの
活きる
ところがある

かという観点から考えると、そうではないだろうという形になります。逆に一番番上の改善指導等、どういったプログラムをつくって、受刑者を指導するかといった教育業務の核になる部分については、民間委託を実施しているといった形になっております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、何点か教えてください。今回、先ほど委員からも幾つも指摘があったポイント、地域貢献、もしくは地域の特性の点ですが、2事業、2センターの地理的な遠さにもかかわらず、あえてまとめられた何か狙いがあれば教えてください。

○吉野企画官 例えば教育プログラムの企画、職業訓練の企画という意味では、いいものについては、こちらのセンターだけ実施するより両センターが実施したほうがマスマリットが生かせるところもございますので、地理的にはかなり距離は離れているのですが、マスマリットを生かすことで事業者からより質の高い提案をしていただくという意味で、両センター統合しての1事業とすることにいたしました。

○尾花主査 わかりました。そうすると、例えばほかに島根にもセンターがあると聞いており、知らない者にとっては、兵庫と島根を一体化したほうが便利なのではないか、おそらく契約の期間が違うからということなのかもしれませんが、将来的にはということで、何か地理的な点からお考えになっていることはございますでしょうか。

○吉野企画官 現在のPFI事業として、そのほかに山口の美祢と島根がございしますが、ここの事業期間は説明したとおり、あとさらに7年ございますので、それまでの間にこれらの施設の運営をどうしていくかということ、それを両事業一体として入札するかということも含めて、これから、それぞれ両PFI事業の評価も含めながら検討を進めたいと思っています。現在のところどうするかという方針が決まっているところではございません。

○尾花主査 ありがとうございます。それから、この2つのセンターを合わせますと、年間の委託費が何十億になるかと思うのですが、この何十億の事業を委託するに当たり、御省としてもきちっとした人に受託してもらいたいという観点からも、先ほど川澤委員のほうから、どのタイミングでの共同事業体の情報を提出してもらいたいのかということが質問されたのかと思います。ちょっと違う観点からいきますと、このような大きな事業を実際に入札できる業者について、御省としてはどのような予測をされているのか教えてください。

○高田補佐官 まず、過去の実績にはなるのですけれども、法務省において、これまで刑事施設に係る大規模な民間委託事業といたしまして、公サ法の市場化テストに関する事業

で6つ、それから、PFI事業として5つやってきている実績がございます。合計11事業のうち1者応札になってしまったのが1事業ございまして、その他の事業については全て2者以上の応札を確保しております。今回の事業につきましても、入札説明会や現地見学会を実施するだけではなくて、既存の事業者はもちろん、これまで私たちに関心を示していただいた事業、あるいは入札していただいたけれども落札できなかった事業などにお声がけをしながら、参入を促していきたいと考えております。今の段階では、過去の実績はこれぐらいでしたという形の御報告になります。

○尾花主査 わかりました。最後に、既存の事業者さんが15年ぐらいにわたり現地で作業しておられ、おそらく現地で使われている場所や物についての地の利という意味では非常に有利であるだろうなと思います。もちろん新しく参入される方に対しても現地説明会を開いてということなのですが、これは大体どのレベルの現地説明会を開くことを予定されているのでしょうか。期間とか、数というのでしょうか、回数、所要時間等。

○高田補佐官 これは予定の話になるのですが、おそらく現地説明会はそれぞれ丸1日ぐらいかけての話になると思います。ただ、両方とも1回きりではなくて、参入に御関心いただいたところに関しては、資格を締め切ってから提案書の提出まで2箇月以上期間を設けておりますので、その間に法務省担当者と入札参加希望者におきまして、競争的対話等の機会を設けまして、要求水準書の意味だとか、使える物品だとかいった形について事業者から詳細な質問を受けて御回答していきたいと考えております。これも1度ではなくて、2か月間の間に複数回設けようと考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。ほかに何かございましたら。どうぞ。

○辻専門委員 114分の15ページ目、秘密の保持の部分でございます。こちらは刑務所ということで保安関係、それから受刑者の方の個人情報と、特に情報の管理は大事だと思っています。こちらを拝見すると、漏えいとか盗用してはならないということが書かれているのですが、もう一つ、例えば複写とかに関してはどのようにお考えなのでしょうか。複製とか複写です。

○吉野企画官 業務に特に必要とするところ以外については、複製、複写は認めないことといたしますので、この要領には明確に書いておりませんが、そういうところについても民間事業者への制約というのを設けたいと思います。

○辻専門委員 特にありそうなのが、現場の職員の方が業務に必要な範囲で、例えば御自分の手帳に情報を複製するってよくあるかと思われまます。それはプライベートの手帳でご

ございますので、それを持ち出すこともあるかと思えます。そこで、本人は故意ではないの
でしょうけれども、落としてしまうとか、それによって漏えいという故意犯ではない、過
失によって出ていってしまう事象があるかと思われますので、そのあたり業務に必要であ
ったとしても、現場職員の方がどういった情報管理をすべきかに関しては、もう少し詳し
く検討いただければよいかなと思いました。

○吉野企画官 承知いたしました。受託する段階で民間職員への研修というのも行います
ので、現在、矯正職員が行っているような個人情報の適正な取り扱いについて研修を行う
ようにしたいと思います。

○辻専門委員 具体的には、たしか誓約書を職員の方からもとるかと思うのですが、そ
の中にはおそらく複製に関しても特別に項目を設けて、事前に法務省の方と協議して決ま
ったもの以外には絶対複製しませんとかいう条項を特に設けていただければよいかと思
います。

○吉野企画官 承知いたしました。

○中川副主査 新規の参入の可能性に関してなんですけれども、もちろん入札参加グル
ープを認めていらっしゃるのですが、実際に入札参加グループ以外での、1企業といった可
能性というのはあるのでしょうか。

○高田補佐官 これだけ事業の範囲が広いと、1者で請け負うことはなかなか難しい事業
だと考えております。

○中川副主査 先ほどの御説明ですと、入札説明会が5月の中旬で、参加資格審査書類の
提出までに基本、入札参加グループを結成しなくてはならないということで、ここは約1
カ月でその参加グループを結成しなければいけないことになりますか。

○高田補佐官 そうはなるのですけれども、事業の終了自体は、関心のある事業者さん
につきましては、ある程度頭に入ってきているところですし、そういった事業者さんにつ
きましては、私どもにも問い合わせがあり、答えられないものは答えられないと回答せざる
を得ないのですが、そういった中でこの入札書の公表以前から動いていただけたところは
あるのかなと考えております。

○中川副主査 入札以前から、できる範囲の情報シェアをされているという理解でよろ
しいですか。今、何グループぐらいでしょうか。

○高田補佐官 申しわけございません。各事業者、ここと組もうと思っておりますとい
うのは、私たちに伝えることはありませんので、そういったことは把握できていないのが実情

でございます。

○中川副主査 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 あと、確認的な質問なのですが、今回、対象外となった総務業務と警備業務については、こちらも2つのセンターを合わせて、それぞれ個別業務で発注するという形でしょうか。

○高田補佐官 こちらは、今こちらのセンターに限らず大規模な民間委託を行っていない全国の刑務所におきましても、例えば受付だけだとか、表門の警備だけだとか、すごく小さいレベルでの民間委託をしているところがございまして、そういった規模での小さいレベルでの発注はあり得るのだろうなど。あり得るとしたら、個別にセンターにおいて発注する形になるのだろうなど考えております。

○川澤専門委員 わかりました。

○尾花主査 大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、実施要項案の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いえ、特にありません。

○尾花主査 それでは、今後、パブリックコメントを実施される予定と聞いておりますので、パブリックコメントの結果について事務局を通じて報告いただき、委員の皆様にご確認いただきたいと思っております。パブリックコメントの結果、変更等がなき場合は、本実施要項案は本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項案の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思っておりますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項案の内容等について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換等させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

— 了 —